

## 令和8年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務仕様書

### 1 委託業務の目的

重複・多剤服薬の是正に向けた取り組み（保険者が対象者に送付する重複・多剤服薬個別通知をきっかけとした高知家健康づくり支援薬局薬剤師への相談、かかりつけ薬剤師・薬局のメリット、お薬手帳の適正な活用）や、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識を普及啓発することで、患者 QOL の向上を図りながら医療費の適正化につなげることを目的とする。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 広報

各種広報媒体を通じて、重複・多剤服薬の是正に向けた取り組みや、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識の普及を重点テーマとした広報を実施する。実施する広報内容の詳細については、県と協議のうえ決定する。

(参考) 厚生労働省 ポリファーマシーに対する啓発資材の活用について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10074.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10074.html)

一般社団法人日本老年医学会 多すぎる薬と副作用（一般向けパンフレット）

[https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/20161117\\_01.html](https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/20161117_01.html)

ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/index.html)

#### ① コンビニ店舗内での広報

・コンビニ店舗内での広告の掲示（店舗内動画放映や店内放送、POSレジ画面等を活用した広告）により、県内全域の住民への広報を実施すること。

・重複・多剤服薬の是正に向けた取り組み、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識に関する内容の広報を4週間以上の期間で実施すること。なお、店舗内動画放映を実施する場合は、県が過去に提供した既存のデータを、必要に応じて編集して使用すること。

#### ② その他（自由広報）

・上記①のほか、新聞広告、雑誌広告（タウン誌等）、TVCM、ラジオCM、WEB広告等、様々な媒体から周知広報効果が高いものを提案し、組み合わせて実施すること。

#### (2) 啓発イベントの実施

県民への直接的なアピールの機会として、健康づくり関連イベント等での啓発を実施する。

開催方法の詳細については、県と協議のうえ決定する。

(参考：令和7年度)

すこやかWinter（高知市）等で医薬品の適正使用に関する特設コーナーを設置し、親世代への重複多剤服薬の是正やジェネリック医薬品の普及啓発、親子向けおくすりクイズや薬剤師の職能紹介を実施した。また、啓発資材としてブリキ缶、ビニールポーチを制作・配布した。効果検証として、イベント会場でアンケートを実施した。

#### ① 概要

- ・イベントでの啓発活動においては、「お薬・健康相談ブース」を設置すること。当該ブースへは薬剤師2名を招聘し、県民からの質問や相談等へ専門的立場からの対応を求めること。なお、招聘する薬剤師の選定にあたっては、県と協議のうえ高知県薬剤師会の協力を得ること。また、薬剤師への謝金、交通費は委託料に含むものとする。

- ・イベントの実施にあたっては、適宜広報に努め、より多くの県民の参加を促すこと。

#### ② 開催回数、地域

- ・県内1カ所以上で実施すること。ただし、地域は問わない。

#### ③ 開催日時

- ・原則として2月下旬までに開催することとし、受託者と県で調整のうえ決定する。

#### ④ 啓発目標人数

- ・のべ300名以上

#### ⑤ 啓発資材

- ・イベントでの配布用啓発資材を作成し、県が提供する資材とあわせて効果的に配布すること。配布用啓発資材は、チラシ、メモ帳、ボールペン、シャーペン以外とし、広く県民に配布することが可能かつ県民の手元に残る保存性が高いものを提案すること。なお、イベント時に使用する啓発資材（パネル等）については、薬務衛生課が過去に作成したものを提供する。

- ・重点テーマに沿った啓発資材を作成すること。

##### ア 重複・多剤服薬の是正に向けた取り組み（1種類、200部以上）

- ・保険者が対象者に送付する重複・多剤通知をきっかけとした高知家健康づくり支援薬局薬剤師への相談

- ・かかりつけ薬剤師・薬局のメリット

- ・お薬手帳の適正な活用

##### イ ジェネリック医薬品及びバイオシミラーに関する正しい知識

（1種類、200部以上）

#### ⑥ 啓発イベントによる効果検証

- ・イベントにおいてアンケートを実施し、グラフデータ等を用いて結果を分析すること。（アンケート回収目標数 300名程度）

・アンケート内容の詳細は、県と協議のうえ決定する。

### 3 事業計画書

契約締結後、1週間以内に業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出すること。

### 4 委託業務の成果品

次に掲げる成果品を指定された期日までに納品すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 委託業務に係る打ち合わせ議事録（実施後、すみやかに提出すること）
- (3) 上記2（1）①及び②の成果品として、広告が掲示されたコンビニ店舗等の画像、広告が掲載された媒体を納品すること。あわせて、広告原稿の電子データを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を納品すること。
- (4) 上記2（2）の成果品として、制作した啓発資材各1部及びイベント（お薬・健康相談ブース）時の様子が分かる写真を格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を納品すること。また、回収したアンケート用紙、アンケート結果入力データ（エクセルデータ）及び集計結果（グラフデータ等）を格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を納品すること。

### 5 委託業務の著作権

- (1) 本事業の成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、別途締結する業務委託契約書における第19条第4項の規定による引渡しの際をもって受託者から発注者に移転するものとする。
- (2) 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
  - ア 成果品の内容を公表すること。
  - イ 成果品を利用して委託者の業務を実施すること。
  - ウ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果品を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、成果品の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ県薬務衛生課の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- (5) 受託者は、委託者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するもので

ないことを保証する。

- (6) 委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害し、第三者に対しての損害の補償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

## 6 留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について、綿密に調整することとして、円滑に業務を実施すること。
- (3) 定期的な打合せのほか、必要に応じて業務打合せを行うこと。
- (4) 業務の実施において、物品等を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年4月）に基づき、環境物品等の調達に努めること。